

平成29年7月26日

三芳水道企業団  
企業長 金丸 謙一 様

三芳水道企業団水道事業運営審議会  
会長 石井 久治

水道料金のあり方について（答申）

平成28年7月20日付け三企第708号で諮問のあった標記の件について、審議の結果、下記のとおり答申する。

## 記

### 1. はじめに

当審議会では、平成28年7月20日に企業長から水道料金のあり方について諮問を受け、平成29年6月23日までに6回の審議を行った。

本答申は、平成29年3月17日に行った中間答申や、これまでの審議会において示した方針を踏まえ、今回諮問のあった水道料金のあり方について次のとおり答申する。

### 2. 答申

#### (1) 水道料金の改定

人口減少と市民の節水意識の向上などにより水道料金の収入が逡減しているにもかかわらず、施設更新等の費用が増加することが予想され、現状の料金体系のままでは、損益計算において平成30年度から損失が発生し、4年後には、留保資金が健全な水道事業運営ができる最低限の額を下回ることが見込まれている。

このことから、今後の健全な水道事業を運営していくためには、適切に収入を確保する必要があり、水道料金の改定はやむを得ない。

また、事業統合を目標とした協議が進められており、平成30年度に、安房地域水道事業体が統合に係る意志決定を行う予定である。

これらのことを考慮すると、水道料金改定日は、損益計算上損失発生が見込まれる平成30年4月1日とし、統合の協議の動向を見極める平成30年度から3年間を料金算定期間として設定し、料金収入を平均5%増加する改定として、市民生活への影響を最小限に留めるものとするのが妥当である。

## (2) 料金体系について

三芳水道企業団の水道料金の体系は、減価償却費や受水に係る基本料金などの固定的な経費を回収する目的である基本料金と、水道の使用量によって変動する薬品費や動力費などの経費を回収する目的である従量料金の二部料金制である。料金の内訳として、本来固定的経費を回収すべき部分を基本料金として設定した場合に非常に高額となるため、安価に生活用水を供給する目的からも、大部分を従量料金として設定している。

### ① 基本料金

水道料金の算定要領に沿って、本来の体系である、固定的な経費を回収する目的の基本料金の割合を高くすることは、企業団にとって安定的な収益の確保につながり、固定的な経費が主である水道事業の経営にとって望ましい形である。このため、料金改定に際しては、基本料金に重点を置いて改定することが妥当である。

しかしながら、基本料金の急激な引き上げは使用水量の少ない需要者にとって負担が大きくなるため、急激な引き上げとならないよう配慮する必要がある。

また、基本水量の付与については、基本料金に一定の水量を付与することで一定の水使用を促して公衆衛生の向上や生活環境改善のために水道の普及率が低かった時代に導入された制度であり、公平性の観点からも、引き続き付与しないことが妥当である。

### ② 従量料金

現在の企業団の料金体系は、生活用水を確保する目的から、使用量が多い需要者は使用量の少ない需要者に比べて、負担が重くなる料金体系（逓増制）を採用している。

今回の料金改定にあたっては、生活用水を安価に提供するという目的は維持する必要があるため、現在の逓増制は維持しつつ、公平性の観点から、これまで多く負担していた使用量の多い需要者への料金増加の負担は緩和することが妥当である。

## (3) 料金表について

これらを踏まえ、料金表については別表のとおりとすることが妥当である。

## 3 需要者周知

中間答申でも述べているが、水道料金改定は、市民生活に大きな影響があることや、三芳水道企業団においては、館山市と南房総市の2市にわたって給水

を行っていることから、両市の使用者に、この改定の内容が十分行き渡るようきめ細やかな周知が必要である。

#### 4 経営健全化の取り組みについて

中間答申でもふれたように、これまで三芳水道企業団では、管理体制の効率化や浄水場の統合及び廃止などの施設運用の見直しや、事務事業を見直し、人員の削減などの人員配置の適正化を行った一定の経費削減効果は認められるものである。

しかしながら、水道事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることから、今後においても、更なる経費削減策に努めることを要望する。

(別表)  
料金表 (1ヶ月)

単位 (円)

基本料金	現行	改定後	差額
13mm	670	737	67
20mm	1,270	1,397	127
25mm	1,850	2,035	185
30mm	2,540	2,794	254
40mm	4,620	5,082	462
50mm	7,050	7,755	705
75mm	17,220	18,942	1,722
100mm	28,320	31,152	2,832
150mm	54,910	60,401	5,491

従量料金	現行	改定後	差額
1 m <sup>3</sup> ~8 m <sup>3</sup>	85	86	1
9 m <sup>3</sup> ~20 m <sup>3</sup>	180	191	11
21 m <sup>3</sup> ~40 m <sup>3</sup>	225	241	16
41 m <sup>3</sup> ~100 m <sup>3</sup>	270	286	16
101 m <sup>3</sup> ~500 m <sup>3</sup>	325	328	3
501 m <sup>3</sup> 以上	395	398	3

## 審議経過

## 平成 28 年度

区分	日時・場所	審議事項
第 1 回	平成 28 年 7 月 20 日 (水) 午後 1 時 30 分から 館山市役所本館 2 階会議室	委嘱状の交付 会長及び副会長選出 諮問 議事 (1) 審議会の公開・非公開について (2) 三芳水道企業団水道事業の現状について
第 2 回	平成 28 年 8 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分から 館山市鏡ヶ浦クリーンセンター 2 階会議室	議事 (1) 料金改定シミュレーションについて (2) 水道事業の発展的広域化の推進について
第 3 回	平成 28 年 9 月 30 日 (金) 午後 1 時 30 分から 館山市役所 本館 2 階会議室	議事 (1) 料金改定の方向性について
第 4 回	平成 28 年 11 月 21 日 (月) 午前 10 時 00 分から 館山市役所 本館 2 階会議室	議事 報告 南房総市水道事業経営審議会の進捗状況について 審議 (1) 今後の三芳水道企業団水道事業運営審議会の進め方について (2) 水道料金設定の方針について
第 5 回	平成 29 年 2 月 8 日 (水) 午前 10 時 00 分から 館山市役所 2 号館 2 階会議室	議事 (1) 水道料金の改定率について (2) 水道料金の体系について

## 平成 29 年度

区分	日時・場所	審議事項
第 1 回	平成 29 年 6 月 23 日 (金) 午後 2 時 30 分から 館山市役所 4 号館第 1 会議室	委嘱状の交付 議事 (1) 水道料金表について (2) 水道料金の改定日について (3) 答申について

## 三芳水道企業団 水道事業運営審議会 委員名簿

任期：平成28年7月20日～平成30年7月19日  
(敬称略)

委 嘱 区 分		氏 名			
1号委員	三芳水道企業団議会議員	てら 寺	ざわ 澤	とし 利	ろう 郎
1号委員	三芳水道企業団議会議員	いし 石	い 井	たか 敬	ゆき 之
1号委員	三芳水道企業団議会議員	いま 今	い 井	よし 義	あき 明
2号委員	住民代表	いし 石	い 井	きゆう 久	じ 治
2号委員	住民代表	やま 大	とち 和	のり 紀	あき 昭
2号委員	住民代表	くろ 黒	かわ 川	けん 憲	じ 治
2号委員	住民代表 (平成29年5月辞任)	わた 渡	なべ 辺	しず 静	お 夫
2号委員	住民代表 (平成29年6月委嘱)	い 伊	とう 藤	かず 一	お 雄
2号委員	住民代表	よし 吉	かわ 川	すすむ 進	
3号委員	知識経験者	さ 佐	の 野	よし 義	お 雄
3号委員	知識経験者	た 田	なべ 邊	ひとみ	